

各 位

会 社 名 株式会社プリンパル・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 菊地 博紀
(J A S D A Q ・ コード 3 5 8 7)
問合せ先
役職・氏名 取締役 井上 政隆
電話 03 - 3582 - 3190 (代)

控訴提起に関するお知らせ

当社は、平成24年4月27日に東京地方裁判所において受けました第一審判決（平成24年5月1日付で開示済み）について、平成24年5月10日付にて、東京高等裁判所に控訴を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公訴提起に至る経緯

本件事件は、平成21年11月30日付アドバイザー業務委託契約に基づき、第5回新株予約権行使における約定報酬の未払分1804万1100円について本件訴訟の提起をされたものです。

当社は、当該契約の契約期限は平成22年6月30日であり、それ以降の約定報酬は支払う義務はなく、原告株式会社クイーンズゲイトコンサルタンツが当社に対してアドバイスを行った事実が存在せず、また、原告は金商法第29条に基づく内閣総理大臣の登録を受けておらず、金融商品取引業者の資格を有するものではないことを根拠として、当該未払は存在しないと判断しました。さらに、本件訴訟の提起を受け社内で調査したところ、支払を行った約定報酬についても原告は契約に基づく業務を遂行していないと思われるため、不当利益返還請求権に基づき、支払い済みの報酬の一部1139万6000円について返還を求めて反訴を行い係争してまいりましたが、第一審判決は、当社の反訴を棄却し、原告の主張を全面的に容認するものでありました。

当社としては、本判決については全部不服であるため、平成24年5月10日、東京高等裁判所に控訴いたしました。

2. 公訴提起日および控訴受付番号

東京高等裁判所 平成24年5月10日
事件番号：平成24年（ワネ）第1696号

3. 今後の見通し

本件訴訟の今後の経過および進捗につきましては、適時お知らせしてまいります。

以 上